きょうとふ住宅供給公社だより

夏

Vol. 5
2022年

みんなで
楽しい！
共同生活
のために

収入申告書の提出期限は

7月30日（土）です

●府営住宅の入居者は、翌年度の家賃を所得に応じて決定するため、毎年、世帯全員の収入を申告する必要があります。

1.「収入申告書」等の用紙は、管理センター（裏表紙参照）から、6月中にお届けします。

2.収入申告をしなければ、来年度は近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅なみの家賃）となり、高くなりますのでご注意ください。

3.新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、収入申告の提出・相談などはできるだけ郵便や電話をご利用ください。

府営住宅管理センターの営業時間のお知らせ

府営住宅管理センターでは、指定管理者制度への移行に伴い、業務時間を変更いたしました。土曜日も営業いたしております。

業務時間　8時30分 ～ 18時00分（日・祝・年末年始を除く）

京都府住宅供給公社

健康相談ダイヤルのご案内

当公社では、入居者の皆様の健康相談等に看護師や保健師の資格を持つカウンセラーが24時間365日お電話により対応させていただく**「健康相談ダイヤル」**を実施しています。

相談いただける内容は右記のとおりとなっています。どうぞご利用ください。

① 健康相談
- 気になる体の症状についての相談
- ストレス、メンタルヘルスに関する相談
- 現在、治療中の方の治療に関する相談
- 健康維持・増進に関する相談
- 母子保健・育児に関する相談

② 健康情報
- 夜間、休日の医療機関の案内

③ 介護相談
- 家庭看護、介護に関する相談

■ 共益費(管理費)の負担をお願いします。

みんなで楽しい！共同生活のために

皆さん方が入居される府営住宅は、共同住宅です。
共同で管理していただく部分に共益費（管理費）の負担をお願いしています。階段灯、廊下灯、エレベーターなどの電気料金、共用水栓の上下水道料金及びその他維持費などに使用されます。

■ 自治会への加入をお願いします。

府営住宅には、入居者で構成される自治会（任意団体）が組織されています。
その自治会では、防災活動や団地内の清掃活動などが行われており、府営住宅での共同生活に欠くことのできない重要な役割を担っています。

入居者の皆さんは、自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加してください。

みんなで楽しい！共同生活のために

府営住宅は共同住宅です。入居マナーを守り住みよい環境を作っていきましょう。みなさんのちょっとした心遣いが、快適な暮らしにつながりますので、今後ともご協力をお願いします。

駐車場や駐輪場は正しく使いましょう

自動車や自転車の空きスペース等への無断駐車は通行等の邪魔になるだけでなく、災害時の避難や消火活動の妨げになる場合もありますので、決められた場所に正しく停めましょう。

駐車場の使用については、各団地の自治会等にご確認のうえ、それぞれのルールに従ってご利用ください。（ 一部、京都府が有料で駐車場を設置している団地があり、使用には所定の手続きが必要です。）

騒音や振動に配慮お願いします

府営住宅のような集合住宅は、床や壁ひとつで上下階、隣近所と接しているため、知らない間に近所に迷惑をかけていることがあります。テレビ、ステレオ等はもちろん生活音全般について、適当な時間帯、音量で隣近所に迷惑のかからないよう十分注意してください。

犬・猫等のペットは飼えません

犬猫などの動物を飼いますと、昼夜、鳴き声や糞尿のにおい等で他の入居者等の迷惑となりますので絶対に飼わないでください。また、ハトや野良猫へのエサやりもしないでください。

ただし、盲導犬など身体障害者補助犬を飼われる場合は、必ず事前に各府営住宅管理センターへご連絡ください。

※動物飼育等により、他人に迷惑をかけたり、住宅を汚損したときは、明渡しをしていただくことがあります。

熱中症予防のために

★ 屋外では暑さを避ける
★ 室内では室温をこまめに確認
★ 水分を補給する

水分・塩分の補給

こまめな休憩

日陰を利用

日傘・帽子

涼しい服装

熱中症が疑われる人を見かけたら…
★ 涼しい場所へ
★ からだを冷やす
★水分・塩分を補給する

厚生労働省／環境省 HP より

お住いの方に異動があるとき

入居者や同居親族等に異動があるときは、必ず各府営住宅管理センターにご連絡のうえ所定の手続きを行ってください。特に、名義人の方の退去やお亡くなりの場合は至急ご連絡ください。

お部屋の修繕をしたいとき

住宅・共同施設の修繕に関する入居者と府の費用等負担の対象内容については、入居のしおりの「修繕負担区分表」に掲載しております。しおりを紛失された方は、公社ホームページから項目ごとにダウンロードできますのでご利用ください。
また、修理についてのご相談やお問合せは、各府営住宅管理センターへご連絡をお願いします。

府営住宅管理センター・本社のご案内

山城府営住宅管理センター

〒610-0334
京田辺市田辺中央１丁目５−５
橋本ビル６階
電話　0774-62-3507

中丹・丹後府営住宅管理センター

〒623-0053
綾部市宮代町門の前 11-2
電話　0773-42-1021

京都府住宅供給公社　業務部　業務推進課

〒602-8054
京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町 104 番地の２
京都府庁西別館２階
業務推進課　電話　075-431-4151

公社ホームページ　https://kyoto-juko.jp/